

# 知的財産権概論 第11回

## 特許権が侵害されたら

たくみ特許事務所  
弁理士 佐伯 裕子

# 特許権の侵害

1. 何が特許権の侵害に当たるのか？

直接侵害と間接侵害

2. 特許権者が侵害者に行使できる権利

差止請求権、損害賠償権、その他

3. 特許権発生前の権利

4. 特許権侵害を争う裁判所

5. 侵害事件の裁判例

# 特許権の効力(§ 68)と直接侵害

## 特許権の効力(§ 68)

特許権者は、業として**特許発明の実施**をする権利を専有する。  
**「特許発明の実施」**(§ 2-3)=直接侵害

### 1. 「物の発明」の実施:

その物の生産、使用、譲渡(販売)、輸出／輸入、譲渡(販売)の申出

### 2. 「物を生産する方法の発明」:

その方法で物を生産する方法、その方法で生産した物の使用、譲渡(販売)、  
輸出／輸入又は譲渡(販売)の申出

- ・ 物を生産する方法の発明の侵害の立証:

物が**「新規物質」**の場合、その物と同一の物は、その方法により生産し  
たものと**推定**する。(§ 104)

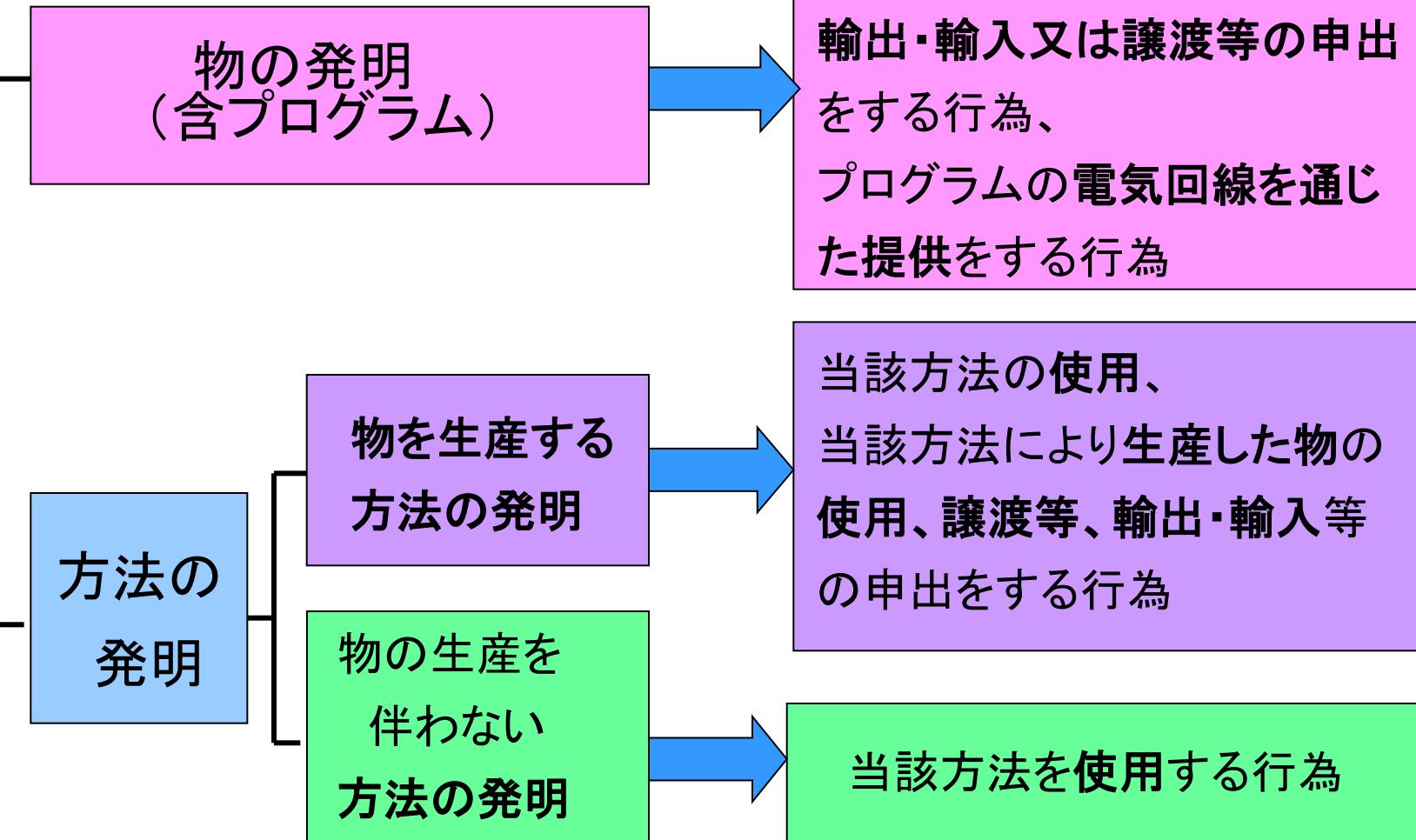
### 3. 「方法の発明」の実施:

その方法の使用をする行為

# 発明のカテゴリーと特許権の及ぶ範囲(直接侵害)

特許法第2条第3項(発明の実施とは)

発明



# 侵害とみなす行為(§ 101) 間接侵害

## 「物の発明」:

- ・業として、**その物の生産にのみ**用いる物の生産、譲渡、輸入又は譲渡等の申出をする行為
- ・その物の生産に用いる物(広く国内流通品以外)であつてその発明による**課題の解決に不可欠**なものにつき、その物がその特許発明の実施に用いられる**ことを知りながら**、業として、その生産、譲渡、輸入又は譲渡等の申出をする行為
- ・その物を業としての譲渡等又は輸出のために**所持する**行為

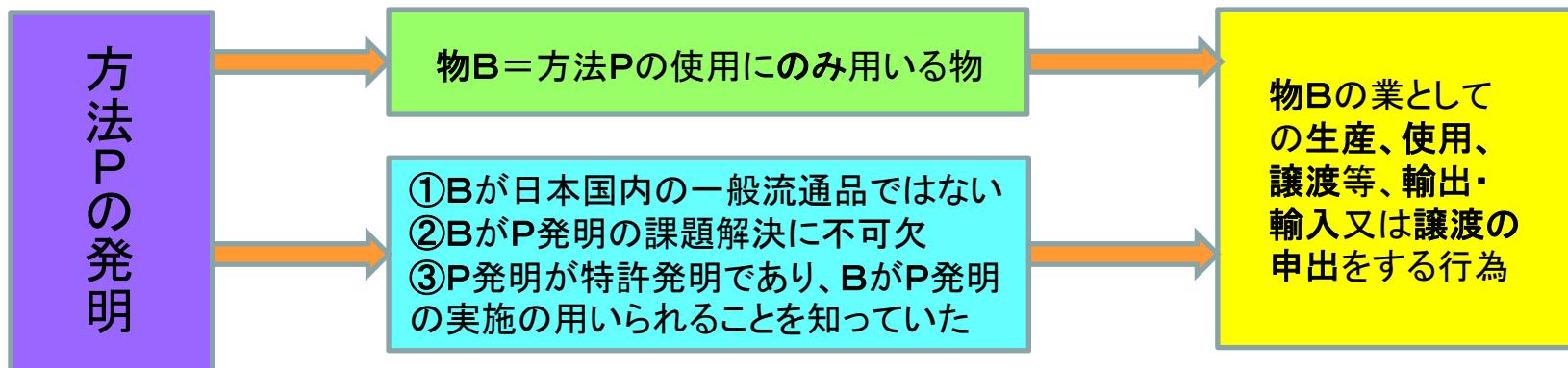
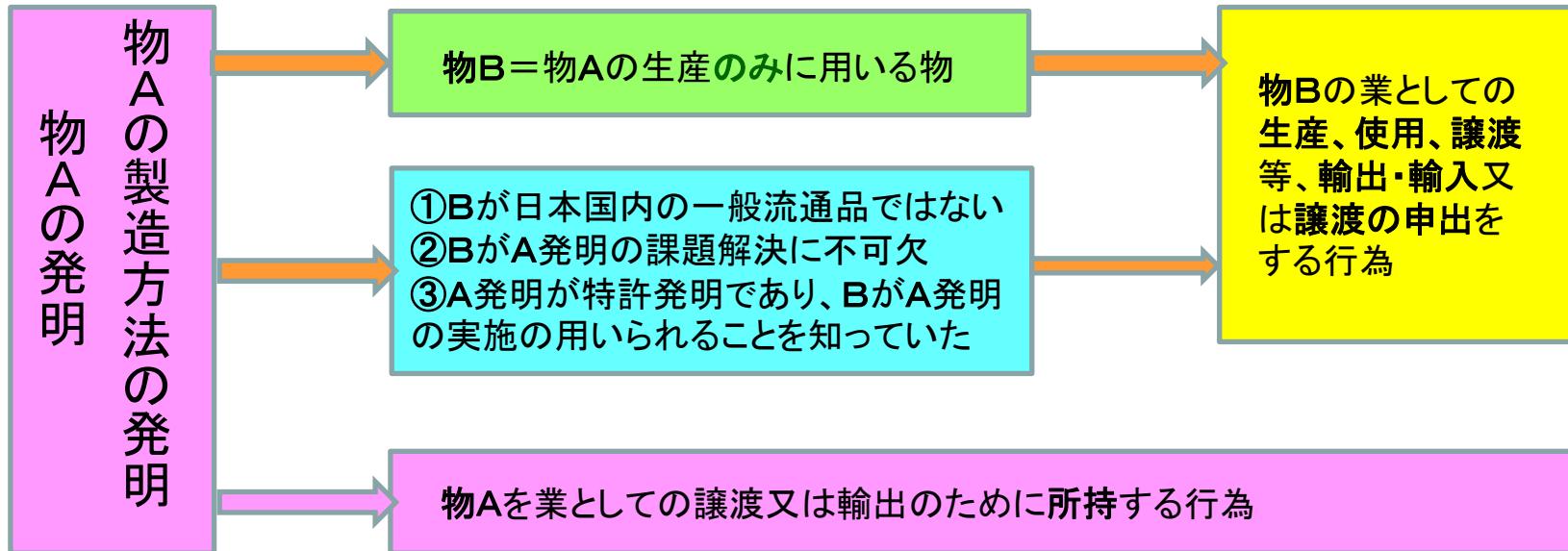
## 「物を生産する方法の発明」:

- ・その方法により生産した物を業としての譲渡等又は輸出のために**所持する**行為

## 「方法の発明」

- ・業として、**その方法の使用にのみ**用いる物の生産、譲渡、輸入又は譲渡等の申出をする行為
- ・その方法の使用に用いる物(広く国内流通品以外)であつてその発明による**課題の解決に不可欠**のものにつき、その物がその特許発明の実施に用いられる**ことを知りながら**、業として、その生産、譲渡、輸入又は譲渡等の申出をする行為

# 間接侵害(§101)



# 特許権の及ぶ範囲(間接侵害)の例

公知接着剤成分の高分子Aに、化合物Bを配合するとAの接着性が増強することを見出した発明とその特許権。

(化合物Bは別用途のある公知物質であるが日本国内で広く流通していない)

発明1:高分子Aと化合物Bとを含む接着剤S。

発明2:高分子Aに化合物Bを配合する工程を含む接着剤Sの製造法。

発明3:化合物Bを有効成分とする高分子Aを含む接着剤の接着効果増強剤。

発明4:化合物Bを用いた高分子Aの接着効果の増強方法。

## <各特許権の及ぶ範囲>

・特許権1、2:「接着剤S」の製造、販売。「接着剤S」を使用した製品。

　接着剤S製造のための化合物Bの製造、販売。

・特許権3:化合物Bを「接着剤S用効果増強剤」として使用する行為。

　そのための化合物Bの製造、販売。

・特許権4:化合物Bを高分子Aに接着効果の増強のために用いる行為。

　そのための化合物Bの製造、販売。

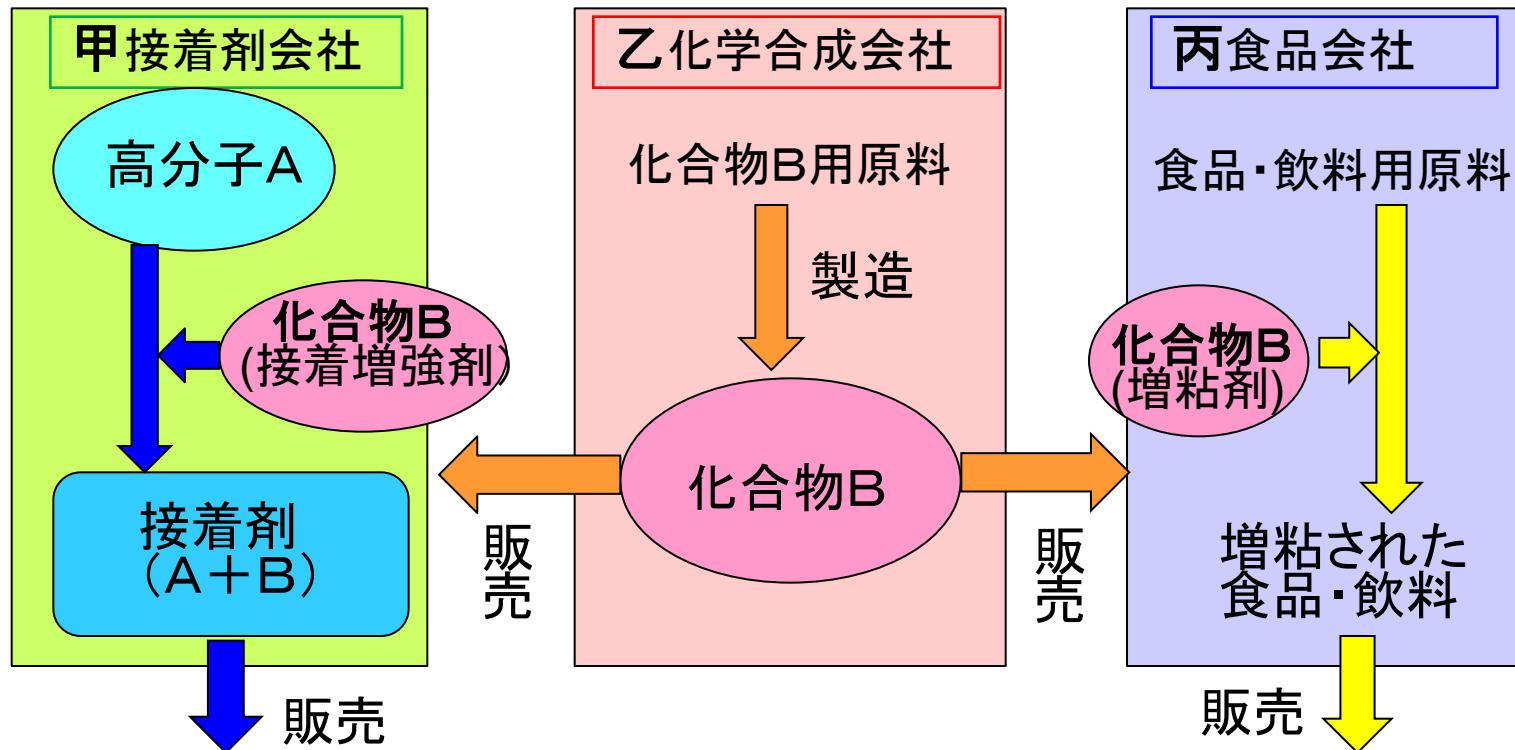
# (練習問題)特許権の侵害

特許発明1：高分子Aと化合物Bを含む接着剤。

特許発明2：高分子Aに化合物Bを配合する工程を含む接着剤の製造法。

特許発明3：化合物Bを有効成分とする高分子Aを含む接着剤の接着効果増強剤。

特許発明4：化合物Bを用いた高分子Aの接着力効果の増強方法。



(設問) 特許発明1～4の特許権者は、どの会社のどの行為をどの特許発明の特許権侵害として訴えることができるか？

# 特許権者が侵害者に対し行使できる権利 (民事上の請求権)

## 1. 差止請求権( § 100)

(対象)自己の特許権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者  
侵害の停止又は予防。侵害物の廃棄、設備の除却。侵害の予防に必要な行為。

## 2. 損害賠償請求権( § 102-1~4)

(対象)故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者

### ① 逸失利益額:得べかりし利益( § 102-1)

侵害者が譲渡(販売)している: 侵害者の「譲渡(販売)数量」に、特許権者がその侵害行為がなければ販売できた物の単位数量当たりの利益額を乗じた額  
(特許権者の実施能力に応じた額を超えない)

### ② 不当利得額:侵害者の利益吐き出し規定( § 102-2)

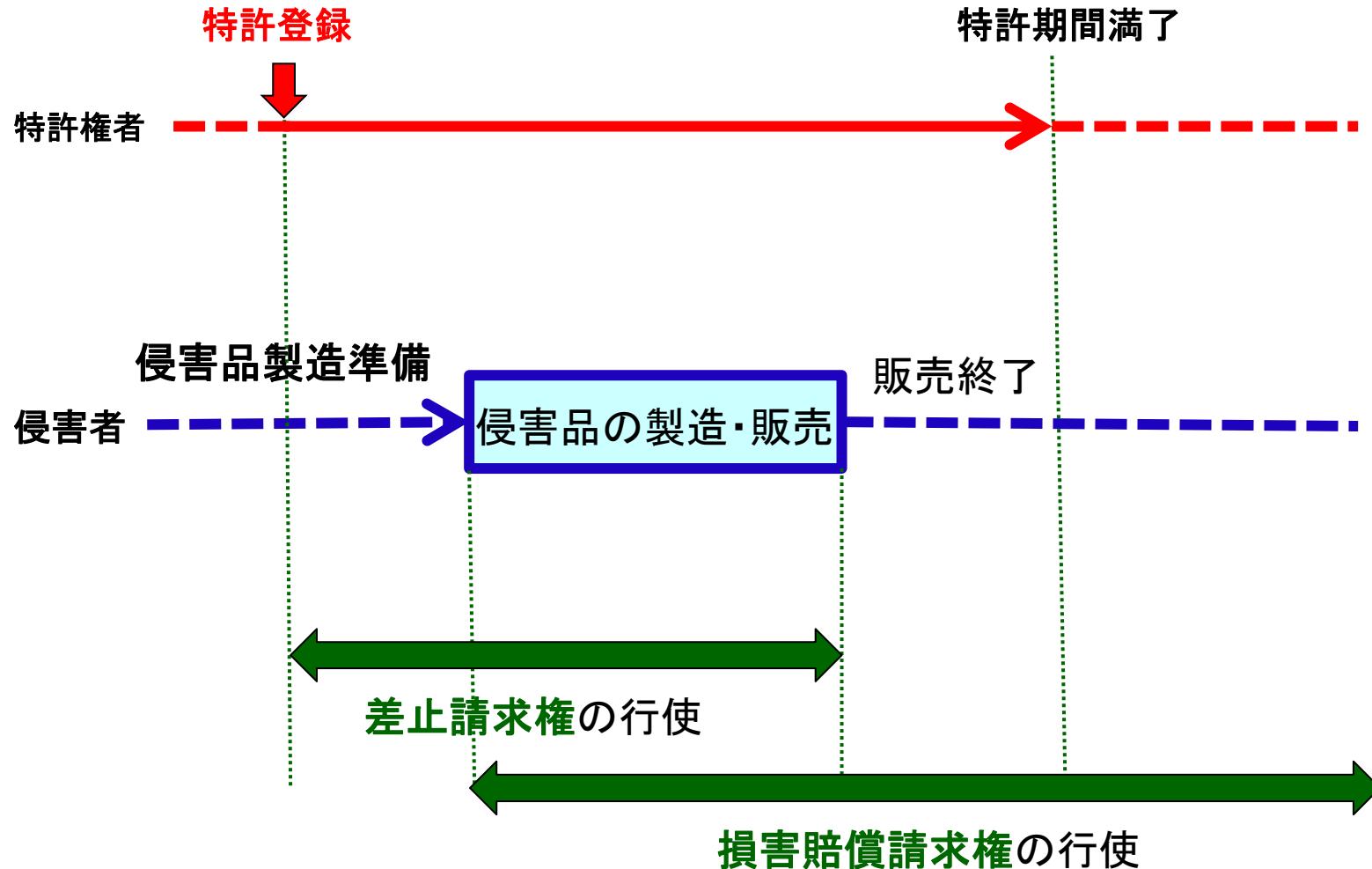
侵害者が侵害行為により利益を受けている: 利益額を、特許権の損害額と推定

### ③ 実施料相当額:最低額の設定( § 102-3)

その他: 特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額(実施料)に相当する額を損害額として賠償を請求できる。

## 3. 信用回復の措置( § 106)

# 特許権の侵害時期と権利行使



# 損害額の推定

## 特許法102条1項（逸失利益額）

侵害者が販売している数量がおおよそわかるとき

$$\text{損害額} = \frac{\text{譲渡した侵害物の}}{\text{数量 (侵害数量)}} \times \frac{\text{単位数量当たりの}}{\text{逸失利益額}} \leq \frac{\text{特許権者の実施能}}{\text{力に応じた額}}$$

損害賠償額の算定基準：民法709条の逸失利益相当損害額の賠償

## 同条2項（侵害者の利益の吐き出し規定、不当利得額）

侵害者の利益額がおおよそわかるとき

$$\text{損害額} = \text{侵害者の利益額}$$

## 同第3項（実施工料相当額、最低額の設定）

上記いずれでもないとき

$$\text{損害額} = \text{実施工料相当額} + \alpha$$

# 特許権侵害に関する罰則規定(刑事罰)

## 1. 侵害の罪(§ 196)

侵害した者は、十年以下の懲役又は千万円以下の罰金  
(間接侵害は除く)

## 2. 詐欺の行為の罪(§ 197)

詐欺の行為により特許を受けた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金

## 3. 虚偽表示の罪(§ 198)

虚偽表示(特許に係るものと紛らわしい表示)を行った者は、  
三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金。

## 4. 両罰規定(§ 201):

法人の代表者、従業者の違反行為の場合は法人へも罰金刑

- ・侵害(§ 196)……………三億円以下の罰金
- ・詐欺行為、虚偽表示(§ 197, 198) …一億円以下の罰金

# 補償金請求権(§ 65)

## 1. 出願公開後に「書面による警告」

←公開された発明であることを知りながら実施したことが立証できれば同様の扱い

## 2. 「補償金」の請求 ➡ 特許権設定登録後

(通常「特許権の行使」と同時)

## 3. 補償金の額:

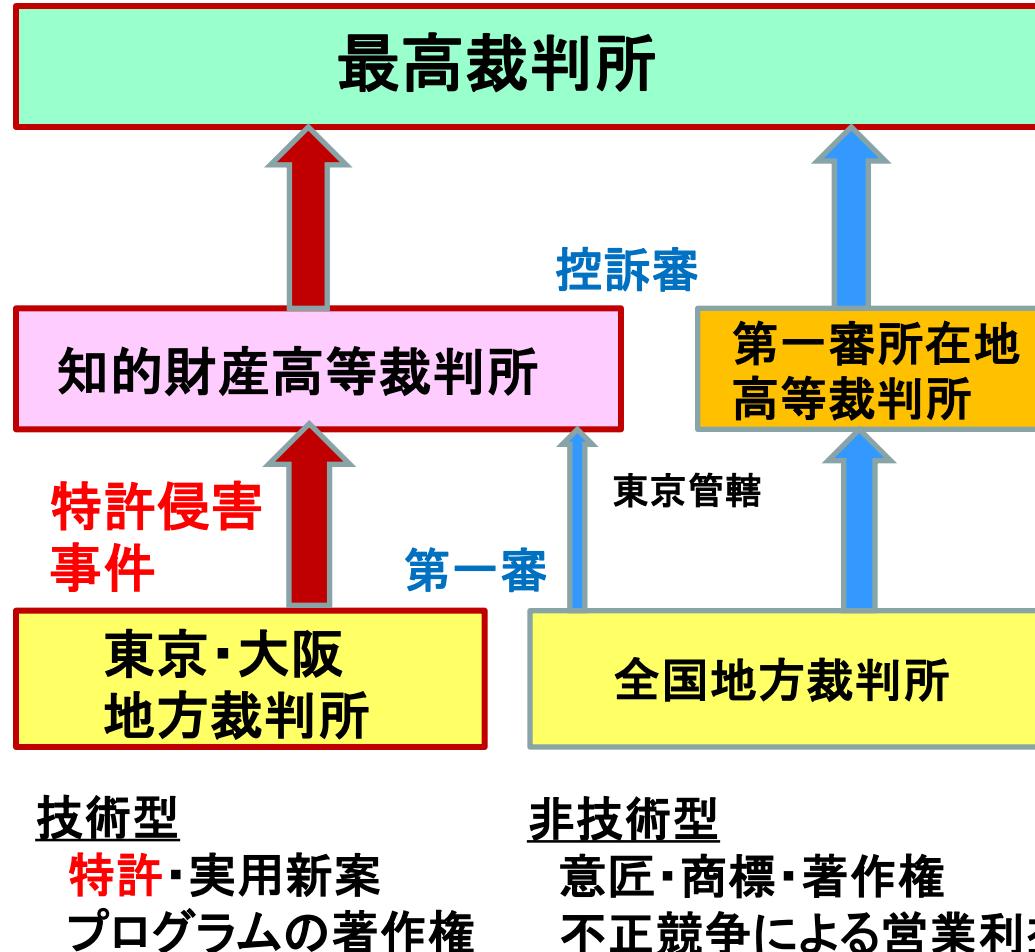
警告から特許権発生までの期間の実施例相当額

## 4. 出願放棄、取下、拒絶査定、無効審決確定

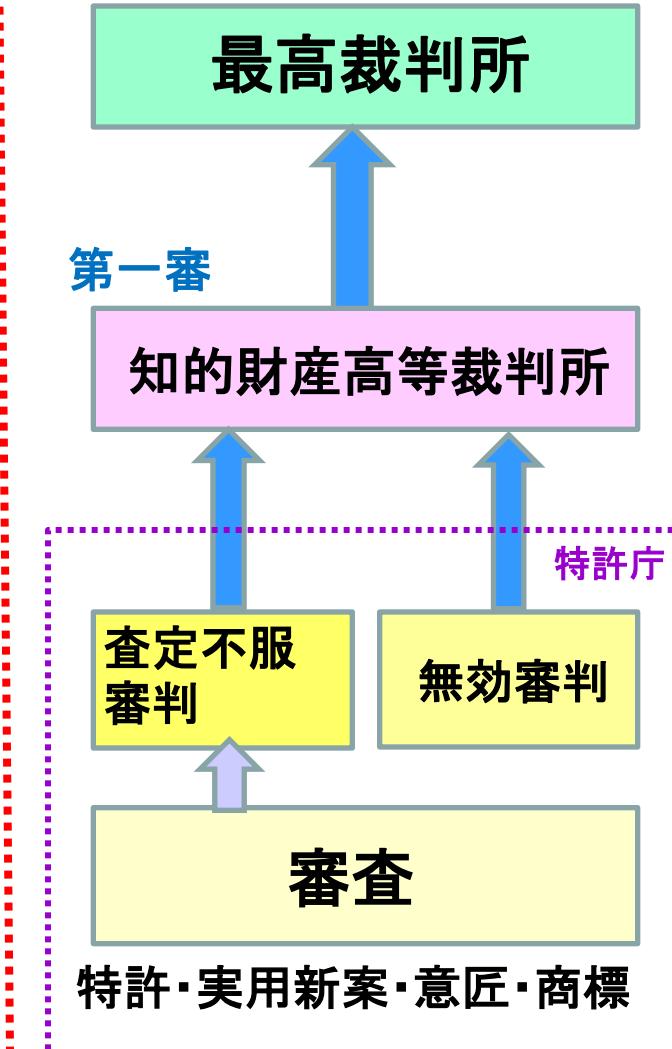
➡ 補償金請求権は初めから生じなかつたものとみなす

# 特許侵害事件が争われる裁判所

<知的財産権関連民事事件>



<審決取消訴訟>



# 侵害事件例1：シメチジン事件

原告

スミスクライン社  
シメチジン(タガメット)

シメチジン製造方法(オキシ法)  
特許第1,062,766号

シメチジン(最初のH2ブロッカー)

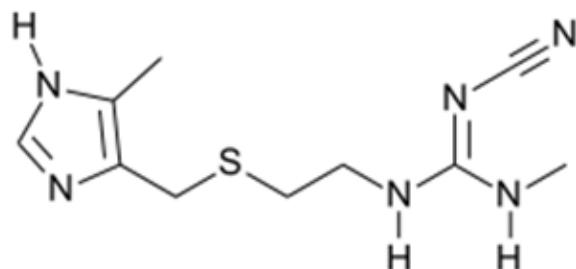


被告

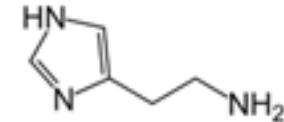
藤本製薬(株)

シメチジン輸入

レック社(旧ユーゴスラビア)  
カイロック錠  
レック法で製造(主張)



参考:ヒスタミンの構造式



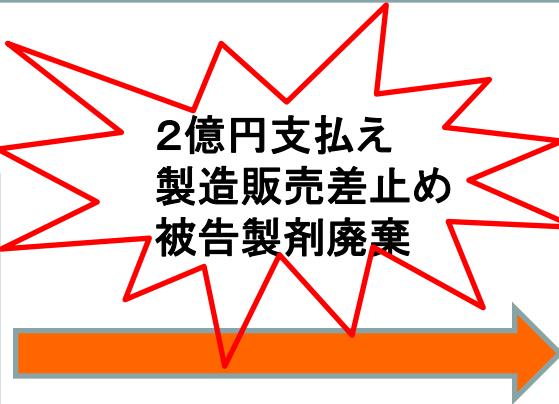
## 侵害事件例2：ミコナゾール事件

原告

東興薬品工業(株)  
抗真菌外用剤特許  
ミコナゾール+  
クロタミトン溶液・溶解補助  
特許第1,547,537号

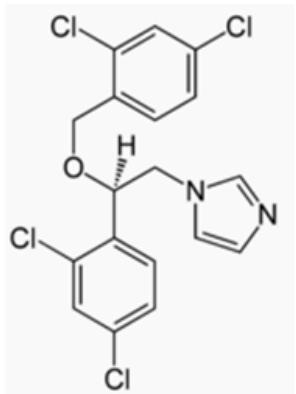
被告

大正製薬(株)  
水虫・たむし治療薬  
商品名：ダマリンL  
硝酸ミコナゾール  
+クロタミトン・かゆみ止



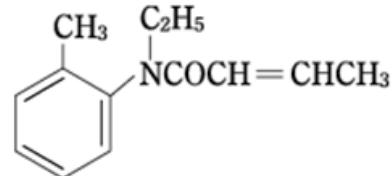
東京地裁平7(ワ)23005  
東京高裁平9(ネ)5702

ミコナゾール(抗真菌薬)



+

クロタミトン(抗炎症、かゆみ止め)



## 侵害事件例3：インターフェロン α 事件

原告

ロッシュ社(スイス)

ヒト白血球IFN感受性疾  
患治療用医薬組成物

比活性  
分子量  
アミノ糖分1残基未満/1分子  
HPLC単一ピーク  
SDS-PAGE単一バンド  
均質タンパク  
SDS不含、夾雜物不含  
であるヒト白血球IFNを含有

被告

大塚製薬(株)  
持田製薬(株)  
林原生物化学研



ヒトリンパ芽球細胞  
(BALL-1細胞)由来  
IFN- $\alpha$ ( $\alpha$ 2+ $\alpha$ 8)+血清  
アルブミン抗癌剤

ORF-1( $\alpha$ 2サブタイプ):  
アミノ糖含有量1.4残基  
A8サブタイプ:  
糖鎖なし、分子量大



原告敗訴

東京地裁平2(ワ)16740  
東京高裁平6(ネ)2857

- ・ヒト白血球由来のみ
- ・ $\alpha$ 2はアミノ糖分相違
- ・ $\alpha$ 8は分子量相違

## 参考：インターフェロン

表2 インターフェロン(INF)の種類と性質

性 質	INF- $\alpha$	INF- $\beta$	INF- $\gamma$
産生細胞	白血球(リンパ球、マクロファージ)	繊維芽細胞、上皮細胞、マクロファージ	T細胞、NK細胞、マクロファージ
誘導物質	ウイルス	ウイルス、ポリIC複合体	ウイルス以外の抗原、PHA、Con A
分子種	15種以上	1種	1種
分子量(単量体)	20,000(単量体)	20,000(2量体)	20,000(2-4量体)
熱安定性(56°C,30分)	安定	安定	不安定
pH2.0安定性	安定	安定	不安定
種特異性の有無	有	有	有(強い)
イントロンの有無	無	無	有(3)
抗ウイルス作用の程度	強い	強い	弱い
抗ガン作用の程度	弱い	弱い	強い
免疫増強作用の有無	無	無	有

# 今日のポイント

1. 特許権の効力＝特許権の侵害  
**直接侵害と間接侵害**
2. 特許権者 → 侵害者  
**差止請求＋損害賠償＋信用回復措置**  
(+ 刑事罰)
3. 特許権発生前の権利：「補償金請求権」
4. 特許権侵害を争う裁判所  
東京・大阪地裁 → 知財高裁 → 最高裁